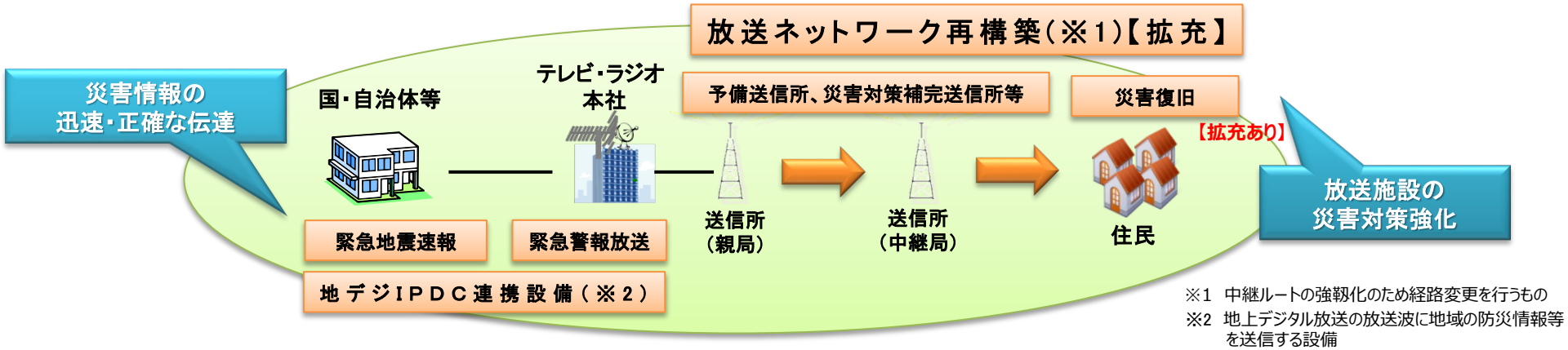
放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備等事業）

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、テレビ・ラジオの予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで放送ネットワークの強靱化を実現する。



※1　中継ルートの強靱化のため経路変更を行うもの
※2　地上デジタル放送の放送波に地域の防災情報等を送信する設備

（1）事業主体　　：地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、民間放送事業者等

（2）補助率　　：地方公共団体の単独又は連携の場合：1／2、民間放送事業者等の場合：1／3
放送ネットワーク再構築事業において、条件不利地域（離島除く）は2／3、離島は3／4【拡充】
災害復旧事業において、一般災害は1／2、離島及び激甚災害は2／3【拡充】

（3）補助対象経費：予備送信所設備等（予備送信所設備の整備）、
災害対策補完送信所等（災害対策補完送信所の整備、送信所の移転）、
送信所設備等の災害復旧（原則として親局、演奏所は除く）、放送ネットワーク再構築【拡充】
緊急地震速報設備（緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備、
地デジIPDC連携設備

予算額　　令和8年度予算額 0．6億円、令和7年度補正予算額　0．5億円
（令和7年度予算額　1．1億円、令和6年度補正予算額　0．9億円）